

「御同朋の社会をめざす運動」(実践運動)

研修会講師派遣等にかかる対応について(実施要項)

1. 目的 「御同朋の社会をめざす運動」(実践運動)の推進にあたり、連区、教区(特区)並びに組等における「実践運動」及び「重点プロジェクト」に関する研修会への講師派遣等について対応するもの
2. 期間 2015(平成27)年度～2017(平成29)年度
3. 対象 連区、教区(特区)、並びに組等が主催する研修会等(教化団体含む)
4. 対応内容 (1)伝道本部各室部長及び総合研究所研究員等、宗務所員を講師として派遣(宗務所員で対応可能な内容については、可能な限り調整するが、宗務の都合等により要請に応じられない場合もある)
(2)宗務所員以外の宗派内講師の紹介、調整
(3)宗派外講師の紹介、調整
5. 経費負担 上記(1)の場合
派遣にかかる交通費・宿泊費・日当は、宗派が負担するものとし、主催者からの謝礼は辞退する
上記(2)・(3)の場合
招請にかかる経費は、主催者側が負担
6. 事務手続 【組が主催の場合は①から、連区、教区(特区)の場合は②から】
①当該教区教務所(特区事務所)へ連絡
②教務所(特区事務所)より重点プロジェクト推進室へ連絡
③推進室において調整のうえ、結果を教務所(特区事務所)へ連絡
<上記(1)の場合>
④教務所長(特区事務所長)名にて総局宛申請書を推進室へ提出
<上記(2)・(3)の場合>
④詳細について、主催者側から講師へ連絡
7. 申請期限 原則として、開催日の1ヵ月前までに申請を行うものとする
8. 申請様式例 別紙様式参照 ※上記(1)の場合
9. 備考 宗務の都合等により要請に応じられない場合もあるので、派遣希望日を複数設定ください